

電力受給契約書（案）

山形県企業管理者（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

本契約の対象発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた発電所である。当該発電所の売電は、再エネ特措法第18条第1項の規定に基づき電気事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給により行うものである。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款（以下「託送約款」という。）、「新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電に係る仕様書」及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。（受給電力）

第2条 甲は、甲の所有する新野川第一発電所及び野川第二発電所の発生電力から甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力を乙に供給し、乙は、これを全量購入するものとする。

2 契約の対象発電所は、以下のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力 (キロワット)
新野川第一発電所	山形県長井市寺泉字空沢西	10,100
野川第二発電所	山形県長井市平野字西柄平下	9,200

3 甲が乙に供給を予定している電力量（以下「予定売電電力量」という。）は、別表1のとおりとする。

4 甲が乙に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）が、予定売電電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量を購入するものとする。

（受給地点、電気方式等）

第3条 電力の受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧及び力率は、別表2のとおりとする。

（契約期間及び売電期間）

第4条 契約期間及び売電期間は、次のとおりとする。

契約期間 契約の日から令和9年3月31日まで

売電期間 令和6年4月1日 0時 から令和9年3月31日 24時 まで

（需給運用に関する覚書の作成）

第5条 甲及び乙は、電力の需給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた覚書（以下「需給運用に関する覚書」という。）を双方協議して売電期間の前までに作成するものとする。

2 甲又は乙は、需給運用に関する覚書の変更を行う必要があると判断した場合、甲乙協議のうえ、その内容を変更することができる。

（受給電力量の計量等）

第6条 受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置等をいう。以下同じ。）により行うものとする。

2 受給電力量の計量は、毎月月末に行うものとし、その方法は、甲乙協議のうえ、別に定める。

3 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により受給電力量を計量することができない場合の

受給電力量については、他の計器等を踏まえ、その都度、甲乙協議のうえ、決定する。

- 4 乙は、甲の施設内に計量器、通信装置その他付属装置（以下「設備等」という。）を設置又は変更する必要がある場合は、甲の承諾を受けたうえで、これを行うものとし、その費用は、全て乙の負担とする。
- 5 前項において、乙は、契約期間満了後又は必要がなくなった場合、甲の承諾を受けたうえで、速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、その費用は、全て乙の負担とする。

(電力量料金)

第7条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に次の契約単価を乗じて算定した額に消費税等相当額を加算したものとする。

契約単価

- 1 キロワット時につき〇〇.〇〇円（消費税等相当額を含まず）
- 2 この契約における消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとする。

(電力量料金の支払)

第8条 甲及び乙は、毎月のはじめに前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、原則として、前条により算定した電力量料金を計量を行った日の翌月の10日までに乙に請求し、乙は、同月末日（以下「支払期日」という。）までに甲に支払うものとする。
- 3 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、電力量料金（既納付額がある場合は、電力量料金から当該納付額を控除した額）に〇パーセントの割合で算定した遅延利息を加算して、甲に支払うものとする。

(契約保証金)

第9条 乙は、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇円を、契約の締結のときまでに甲に納付しなければならない。ただし、山形県公営企業財務規程第145条の規定により、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

- 2 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、契約保証金を返還するものとする。この場合には、利子を付さない。

(権利の譲渡等)

第10条 乙は、契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(託送供給契約)

第11条 乙は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第9条第1項の規定において、託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給契約」という。）が必要となる場合は、乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅延なく締結するものとする。

(インバランス料金)

第12条 発電予想で通知した電力と実際の供給電力の差分（以下「インバランス」という。）を、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条に基づき算定した結果、インバランスに係る料金（以下「インバランス料金」という。）が発生した場合においては、甲は関与しないものとする。

- 2 乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金銭等の一切の請求を行うことはできないものとする。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 乙が支払期日までに電力量料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに全額を支払わないとき、又はその見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙がその責めに帰する理由により電力量料金の支払期日に 3 回以上遅れたとき、又は 2 回連続で遅れたとき。
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産関連法規に基づく手続（以下「倒産手続」という。）開始の申立て又は解散の決議を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、詐欺その他不正な行為をしたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）であると認められるとき。

- (6) 電気事業法第 2 条の 9 の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。

- (7) 乙が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。

- (8) 乙が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

- (9) 乙が、第 16 条に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。

- (10) 第 17 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項で定める契約条件に違反したとき又は遵守できないと判明したとき。

- (12) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 前項第 1 号から第 11 号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合は、乙は、甲に対し、解約違約金とし

て契約単価に契約期間中の予定売電電力量を乗じた額に消費税等相当額を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額を超えるときは、乙は、その不足額を甲に納付しなければならない。
- 4 甲は、第 1 項第 12 号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。
- 5 乙は、契約内容等の隠れた瑕疵を理由として契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第 14 条 前条に定める場合のほか、甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかつたとき。
 - (2) 乙が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかつたとき。
 - (3) 乙が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約単価に契約期間中の予定売電電力量を乗じた額に消費税等相当額を加えた額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。
 - 3 この契約の履行の完了後に、乙が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合についても、前項と同様とする。
 - 4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、電力の買受に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 第 13 条第 1 項第 1 号から第 11 号及び前条第 1 項による契約解除の場合を除き、前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第 13 条第 1 項第 1 号から第 11 号又は前条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたときの乙が甲に対して賠償すべき損害額の算定にあたっては、契約解除日の前日までの電力量料金とその遅延利息のほか、甲の逸失利益についても算定対象とする。

4 前項に規定する逸失利益は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 契約解除の日から売電期間の満了までの期間のうち甲が第三者と契約を締結していない期間の予定売電電力量に対して、第7条に規定する電力量料金に相当する額。
- (2) 契約解除の日から売電期間の満了までの期間のうち甲と第三者が締結した新しい契約（以下「新契約」という。）の期間において、その期間の受給電力量に対して、新契約により算定された電力量料金が第7条に規定する電力量料金を下回る場合はその差額。

5 前各項の賠償金を甲の指定する期日内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、〇パーセントの割合で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(債権保全)

第16条 甲は、乙が第13条第1項第1号から第11号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対し債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

(供給条件の変更)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は電気の供給を一時停止することができる。

2 前項の規定により電力量料金を変更するときは、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、電力量料金その他の契約内容を変更することができる。

(守秘義務)

第19条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(契約情報の取扱い)

第20条 甲及び乙は、本契約の内容について甲の議会対応に関するものを除き、事前に相手方の書面による承認を得ない限り第三者に対して開示することができない。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合、乙に意見を提出する機会を与える。

(実施計画及び実績報告)

第21条 乙は、売電期間における乙の電気の販売計画を作成し、必要に応じて甲に報告するものとする。なお、変更した場合も同様とする。

(所轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟については、山形地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項について必要が生じた場合、又はこの契約の各条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

山形県山形市松波二丁目8番1号
甲 山形県企業管理者

乙

別表1

発電所別月別予定売電電力量

単位:kWh

令和6年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,807,000	5,366,000	12,173,000
5	7,227,000	5,856,000	13,083,000
6	5,206,000	3,899,000	9,105,000
7	5,320,000	4,340,000	9,660,000
8	4,435,000	3,185,000	7,620,000
9	2,985,000	2,342,000	5,327,000
上期計	31,980,000	24,988,000	56,968,000
10	2,496,000	1,614,000	4,110,000
11	4,346,000	3,501,000	7,847,000
12	4,810,000	3,644,000	8,454,000
1	2,677,000	1,601,000	4,278,000
2	2,312,000	1,327,000	3,639,000
3	4,259,000	3,089,000	7,348,000
下期計	20,900,000	14,776,000	35,676,000
年度計	52,880,000	39,764,000	92,644,000

※ 送配電事業者の作業停電は含まれていません。

単位:kWh

令和7年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,807,000	5,366,000	12,173,000
5	7,227,000	5,856,000	13,083,000
6	5,206,000	3,899,000	9,105,000
7	5,320,000	4,340,000	9,660,000
8	4,435,000	3,185,000	7,620,000
9	2,985,000	2,342,000	5,327,000
上期計	31,980,000	24,988,000	56,968,000
10	2,496,000	1,673,000	4,169,000
11	4,346,000	3,501,000	7,847,000
12	4,810,000	3,644,000	8,454,000
1	2,677,000	1,601,000	4,278,000
2	2,312,000	1,327,000	3,639,000
3	2,119,000	3,089,000	5,208,000
下期計	18,760,000	14,835,000	33,595,000
年度計	50,740,000	39,823,000	90,563,000

※ 送配電事業者の作業停電は含まれていません。

単位:kWh

令和8年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	0	5,366,000	5,366,000
5	0	5,856,000	5,856,000
6	0	3,899,000	3,899,000
7	0	4,340,000	4,340,000
8	0	3,185,000	3,185,000
9	0	1,590,000	1,590,000
上期計	0	24,236,000	24,236,000
10	0	0	0
11	0	1,318,000	1,318,000
12	2,068,000	3,644,000	5,712,000
1	2,677,000	1,601,000	4,278,000
2	2,312,000	1,327,000	3,639,000
3	4,259,000	3,089,000	7,348,000
下期計	11,316,000	10,979,000	22,295,000
年度計	11,316,000	35,215,000	46,531,000

※ 送配電事業者の作業停電は含まれていません。

別表2

受給地点・電気方式・最大出力・周波数・電圧及び力率

受給地点			電気方式	最大出力 (kW)	周波数 (Hz)	電圧 (V)	力率 (%)
名称	所在地	地点					
新野川第一発電所	山形県長井市寺泉字空沢西	新野川第一発電所	交流三相三線式	10,100	50	66,000	95
野川第二発電所	山形県長井市寺泉字空沢西	新野川第一発電所	交流三相三線式	9,200	50	66,000	85